

文書質問 酒井 大史 議員（民主）

一 東京都犯罪被害者等支援推進計画（仮称）について

1 計画の前段及び全般にわたる問題点について

ア 都の計画の中間のまとめは、現状把握や施策内容など不十分な点も多い。犯罪の認知件数の把握とは別に、被害者の実人数を把握する考えや犯罪被害者の実態調査を行う考えはないか伺う。

回答（総務局）

犯罪被害者等へ適切な支援を行うためには、被害者等の置かれた状況など、その現状を正確に把握し分析することが重要です。

被害者等の実態、要望等については、これまで、国や民間団体等が調査を行っており、都においても、平成18年12月に被害者団体等に対して、調査を実施しました。

都としては、今後、これらの調査結果等も踏まえ、平成20年1月を目途に計画を策定していく予定です。

イ 計画の対象となる犯罪被害者等の定義がないが、どう対応するのか伺う。

回答（総務局）

本計画の対象となる犯罪被害者等の定義は、「刑法や我が国の刑罰法令に触れる行為、及び、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を被った者、及びその家族又は遺族」であり、都民を原則とします。

なお、都民ではないが、都内で被害に遭われた方々についても相談などに応じることがあると考えています。

ウ 都内全域において被害者支援を推進するため、区市町村や民間団体等との連携の進め方、基本的な役割分担及び支援策について伺う。

回答（総務局）

犯罪被害者等を途切れることなく支援するためには、区市町村や民間団体等との連携が重要です。

このため、都がまず本計画を策定し、区市町村や民間団体等に示すと

ともに、様々な機会をとらえて、区市町村に対して、地域の実情に応じたきめ細かい支援施策の必要性等を説明していきます。

2 具体的な支援策についての課題について

ア 現在、被害者本人が行う損害賠償請求の負担は大きい。医療費や生活の変更に伴う経済的負担について、都による制度創設や地方自治体への補助金等も必要だが、所見を伺う。

回答（総務局）

平成19年6月に、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が公布され、犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度が創設されたことにより、損害賠償請求に係る負担の軽減につながるものと考えています。

都としては、警視庁が現在行っている犯罪被害者等給付金に関する取組等、各局等が実施している様々な施策を引き続き推進するとともに、被害者等への情報提供や相談等にきめ細かく対応できるようにしていきます。

イ 犯罪被害給付金は、国家予算が少ないため、対象者が限定されている。被害回復のための都独自の給付金制度が必要だが、所見を伺う。

回答（総務局）

犯罪被害者等給付金については、国の検討会における最終取りまとめにおいて、給付金の最高額を引き上げる等の方向が示され、現在、取りまとめを受けた施策の具体化に向けた検討がされていると聞いています。

都としては、国に対して、更なる制度の拡充を要望していきます。

ウ 性被害者への緊急避妊などへの一部負担を、全額負担に変更する考えはないか伺う。

回答（警視庁）

平成18年4月1日から、被害者の経済的負担の軽減を図るため、性犯罪被害者に対しては、診断書料及び診察料に加え

- ・ 緊急避妊薬費用（医療機関において支払った額のうち、6千円を限度）

- ・ 性感染症検査費用（医療機関において支払った額のうち、2万円を限度）
- ・ 人工妊娠中絶費用（医療機関において支払った額のうち、15万円を限度）

について、公費で支出しています。

これらの費用については、医療機関における個人負担の平均額を考慮して算出したものです。

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費については、保険を適用した金額を除いて、公費により補われていることから、被害者本人の負担に係る金額はほとんどないと承知しています。

エ DV被害者などへの転居費、就職支度金の貸付制度を、さらに充実する考えはないか伺う。

回答（福祉保健局）

DV被害者など、これまでの生活基盤が突然なくなり、新たな生活を始めなければならない人に対しては、当面の経済的な負担軽減のための支援が重要です。

現在、都の貸付金には、東京都生活福祉資金、東京都母子福祉資金及び東京都女性福祉資金などの制度があり、転宅に必要な費用や、就職に必要な費用など、目的に応じた貸付けを行っています。

今後とも、適切な貸付けに努めていきます。

オ 事件の影響で、自宅に一時的にすめなくなった場合に、公費での居住確保の考えはないか伺う。

回答（総務局）

東京都犯罪被害者等支援推進計画（仮称）中間のまとめでは、新たに、被害直後における居住について、既存の取組のほか一時的に滞在できるホテル等の確保を検討することとしています。

都としては、施策の具体化に向けて、さらに取り組んでいきます。

カ 居住確保の手続きをサポートする職員または被害者総合窓口を、すべての地方自治体に設置できないか伺う。

回答（総務局）

地方公共団体における犯罪被害者等への支援については、犯罪被害者等基本法で、地方公共団体がその地域の状況に応じて施策を策定し実施する責務を有する、と規定されており、各区市町村においても主体的に施策を策定し実施することが重要だと考えています。

都としては、今後、各区市町村が総合窓口設置を含め、被害者支援に取り組むよう、働きかけていきます。

キ 被害者は、事件後、事情聴取や実況見分などへの対応のため、特別な休暇制度が必要である。都が制度創設を主導する考えはないか伺う。

回 答（産業労働局）

労働者の休暇制度は、労働基準法など労働法制の問題です。現在、国で、犯罪被害者に対する休暇制度の導入について、現状に関する調査を行い、必要な施策を検討しています。このため、都としては、国の動向を見守っていきます。

ク 被害者の訴訟参加制度創設により、刑事裁判に出席するための休暇制度は、裁判員制度と同等のものが必要になるが、都の見解を伺う。また国への働きかけを行う考えはないか伺う。

回 答（産業労働局）

平成19年6月、刑事訴訟法の一部改正が成立し、平成20年末を目途に被害者の訴訟参加制度が創設されることは承知しています。刑事裁判に出席するための休暇制度は、国の法制度の問題であり、都としては、国の動向を見守っていきます。

ケ PTSDの知識のある専門家が少なく、二次被害の実態もあるため、都として専門家を養成していくべきだが、所見を伺う。

回 答（福祉保健局）

PTSD対策に係る専門家の養成研修については、現在、国において「こころの健康づくり対策」研修会の中で実施されています。

都においては、引き続き精神保健福祉センター等の職員をこの研修に派遣し、PTSDに対する都民や関係機関からの相談に的確に対応できるよう、職員の専門性を高めていきます。

コ 増加する児童相談やうつ病に加え、犯罪被害者支援も業務に入ってくると、保健師の大幅な増加が望まれるが、見解を伺う。

回答（福祉保健局）

保健所、保健センター等では、精神保健福祉相談の一環として、犯罪被害者等についても、保健師等による相談体制を確保しています。

今後とも、区市町村とともに、医療機関や警察・教育等の関係機関と連携して、犯罪被害者等の支援に努めていきます。

サ 軽度な精神的サポートがあれば落ち着くケースが多い。普通の生活を目指した軽度なサポート体制の整備などを区市町村に対して促すべきだが、所見を伺う。

回答（福祉保健局）

都では、精神保健福祉センターや保健所等において、関係機関と連携を図りながら精神保健福祉相談を実施し、こころの病気や精神的な問題をもつ都民をサポートしています。

なお、日常の生活支援などのサポート体制については、都と区市町村の役割分担を踏まえ、地域の実情に合わせて住民に身近な区市町村で検討していくべきものと考えます。

シ 児童虐待への対応の充実には、職員数の大幅な増強が求められるが、その計画について伺う。

回答（福祉保健局）

都では、増大する虐待相談に的確に対応するため、児童相談所において相談援助業務を行う児童福祉司を、平成13年度から19年度までの間に53名増員し159名としたほか、子どもの心理的ケアを行う児童心理司を、平成19年度に13名増員し54名としました。

また、児童の心理的ケアの充実を図るため、児童相談センターに常勤の精神科医と心理職を配置するとともに、一時保護所には非常勤の心理職を各1名配置しています。

さらに、都は、児童相談の第一義的窓口である区市町村に、児童虐待への対応力を強化した先駆型子ども家庭支援センターの設置を進めており、都の児童相談所との連携を図りながら虐待等の相談に対応していき

ます。

ス 要保護児童対策地域協議会で行う少年被害者の保護は、いじめや虐待だけのケースを想定しているのか。他に、家族や本人が被害者になった場合の対応はそれぞれどうなっているのか伺う。

回 答（福祉保健局）

「要保護児童対策地域協議会」が対象とする児童には、虐待を受けた児童ばかりでなく、保護者がいなくなった児童や非行児童など、様々な事情により支援が必要な児童が含まれています。

犯罪に巻き込まれた児童についても援助が必要な場合には、同協議会での連携の下、児童相談所のほか、医療機関や警察、教育等の関係機関が、適切な援助を行っています。

セ スクールカウンセラーの充実は当然のことだが、スクールカウンセラーではできない被害回復があり、それは子どもの話をじっくり聞き続けるという作業だが、そうしたアプローチはできるか伺う。

回 答（教育庁）

スクールカウンセラーは、心理相談に関する専門的知識や経験を有し、児童・生徒や保護者への相談に応じるとともに、教員への助言等を通して、学校の組織的な教育相談機能の充実に大きな役割を果たしています。

犯罪等の被害を受けた児童・生徒に対し、学校はスクールカウンセラー等と連携を図りながら、学級担任や養護教諭、教育相談担当などを中心に、組織的な相談活動を継続することが大切であると考えます。

ソ 犯罪被害者に関する情報提供を警視庁が行っているが、指定被害者が情報を受け取れていない。どのように対応しているのか伺う。

回 答（警視庁）

被害者等の抱える問題は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担や失業などによる経済的困窮など、広範囲にわたっています。

警視庁では、殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の被害者に対し、あらかじめ初期支援要員に指定されている捜査員が、各種捜査活動の補助、病院等への付き添いなどを行うとともに、刑事手続の流

れや各種救済制度、関係機関・団体の情報を掲載した小冊子「被害者の手引」を交付することとしています。

さらに、被害者の要望に応じ、被害者連絡員に指定された捜査員が、捜査状況等の連絡を行い、適切な情報提供に努めています。

タ 児童虐待の防止教育だけでなく、児童虐待についての授業を行うことについての見解を伺う。

回 答（教育庁）

都教育委員会では、虐待に関する指導資料やチェックリストの作成・配布などにより、児童虐待の未然防止や早期発見ができるよう、区市町村教育委員会や学校を指導しています。

児童虐待についての授業は、児童・生徒と保護者との信頼関係を損なわないよう配慮する必要があるなど、様々な課題もあります。

都教育委員会が設置している人権尊重教育推進校における研究や他県の事例などの情報も参考にして、各学校が、児童・生徒の発達段階を踏まえて適切に指導できるよう、指導・助言していきます。

チ 教育委員会の人権教育指導推進委員会で児童虐待を扱っているが、その他の犯罪被害者について扱う委員会はないのか伺う。

回 答（教育庁）

人権教育指導推進委員会は、都教育委員会と区市教育委員会が人権教育推進上の課題や方策等について研究・協議を行うために設置されているものであり、児童虐待だけでなく、犯罪被害者等を含めた東京都人権施策推進指針に示されている様々な人権課題を扱っています。

この他に都教育委員会では、校長、副校長、主幹・教諭を対象とした人権教育に関する研究協議会を実施し、人権教育の内容や方法についての研究・協議を行っています。

今後とも、関係機関等との連携を図りながら、様々な人権課題についての正しい理解と認識を深めることができるよう、取り組んでいきます。

ツ 何年で、全ての職員が研修を受けられるようになるか伺う。

回 答（総務局）

犯罪被害者等への施策を推進していくためには、支援に携わる職員が、

被害者等の心情や、その置かれている状況等に対する理解を深めることが重要です。

そのためには、職員に対する研修が有用であると考えています。

その具体的な内容・進め方については、引き続き検討していきます。

テ 女性警察官のみならず、男性警察官も指定を受けるべきだが、所見を伺う。

回答（警視庁）

性犯罪被害者が女性警察官による対応を希望する場合は、あらかじめ専門的な教養を受講し、性犯罪捜査員に指定された女性警察官が、事情聴取や証拠採取等の必要な捜査活動を行っています。

また、性犯罪被害者が少年の場合については、本人及び保護者等の希望を確認して性犯罪捜査員又は男性の捜査員が事情聴取等の捜査活動を行うなど、被害者に応じた適切な対応に努めています。

なお、捜査員に対しては、性犯罪捜査における被害者の精神的負担を軽減するため、刑事任用科等の教養の場において、届出の受理、事情聴取要領、供述調書の作成要領及び被害者連絡等に関する指導教養を行っています。

ト 警察署の被害者相談室設置の際は、どのような検討が行われるのか。また、地域の関係者や被害者団体と相談した上での相談室設置が望ましいが、所見を伺う。

回答（警視庁）

平成12年9月に総理府が実施した「犯罪被害者に関する世論調査」において寄せられた、「落ち着いて話ができる事情聴取場所を確保して欲しい。」との要望事項を踏まえ、モデル署（高井戸署）を設置しました。同署における捜査員及び被害者等の意見を聴取、検討の上定めた、相談室の整備基準に基づき、平成13年以降に新築された警察署には、専用の相談室を設置しています。

それ以外の警察署については、できる限り既存の相談室や調室の内装や照明等を改善して、被害者の心情に配慮した相談室の整備に努めています。

ナ 被害者の手引きなどは、全被害者の何%に配布しているのか伺う。

回 答（警視庁）

「被害者の手引」は、全ての被害者に対して交付しているものではありません。

「被害者の手引」は、原則として、指定被害者支援の対象事件である身体犯及び重大な交通事故事件等の被害者に対して交付することとしており、必要に応じて財産犯等の被害者やその家族、友人等の関係者に対しても配付しています。

また、被害者支援に関するリーフレットについては、各種会議や催し物等の機会を通じて幅広く配布し、広報啓発活動を行っています。

ニ 被害者の手引きの配布や被害者連絡などを行う「一定の被害者等」はどの程度の被害者か伺う。また昨年の実績について伺う。

回 答（警視庁）

「一定の被害者等」とは、殺人、強盗致死傷、性犯罪等の身体犯及びひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件等の被害者及びその遺族をいい、他の財産犯等の被害者と比較して、被害によって受ける精神的苦痛がより大きく、事件への関心も強いことから、警視庁指定被害者支援実施要領において対象事件として定め、その被害者に対して初期支援、被害者連絡及び地域警察官による訪問・連絡活動を実施しています。

また、指定支援対象事件の被害者に対しては、原則として「被害者の手引」を交付することとしており、平成18年中に初期支援を実施した被害者は4,664名です。そのうち、被害者連絡の要望のあった被害者については1,678名です。

ヌ 人権部が行う「じんけんのとびら」などでの告知は、どのくらいの都民に告知されるのが理想か伺う。またそのための方策について伺う。

回 答（総務局）

インターネットには、アクセスすればいつでも容易に必要な情報を引き出すことができるという長所があることから、ホームページ「じんけんのとびら」は、有効な広報媒体の一つであると考えており、その内容の充実に努めています。

今後、「じんけんのとびら」をはじめ様々な媒体を活用し、幅広く都民への周知に努めていきます。

ネ 警察で行っている被害者ネットワークの実施状況について伺う。

回答（警視庁）

地域の実態に応じた効果的な支援活動を推進するため、各警察署において、管内にある病院や被害者支援に関係する行政機関、民間団体等により、警察署犯罪被害者支援ネットワークを構築しています。

平成18年の活動状況については、ネットワーク会員等を招聘し、連絡会議を開催した警察署が79署（88回）、ネットワーク会員等に対する被害者等による講演会を開催した警察署が65署（67回）、ネットワーク会員に対する会報を発行している警察署が78警察署となっています。

ノ 警察が犯罪被害者ホットラインの中で、被害者の状況に応じて紹介するとされている関係機関や団体とはどのような団体か伺う。

回答（警視庁）

警視庁では、東京都犯罪被害者支援連絡会を設立し、連絡会に参加する37機関・団体が相互に協力連携して被害者に対する効果的な支援活動を推進しています。

犯罪被害者ホットラインにおいて受理した相談のうち、被害者の要望に適切に対応するため、同連絡会に参加する機関・団体である社団法人被害者支援都民センターをはじめ、東京地方検察庁、法テラス、東京三弁護士会、東京都の関係部局に設置している相談窓口等を紹介しています。

ハ 平成18年度の都の交通事故相談の相談実績とその内容について伺う。

回答（生活文化スポーツ局）

生活文化スポーツ局が実施している交通事故相談は、被害者の救済を図ることを目的として、専門の相談員が弁護士の助言を受けて相談に応じています。

平成18年度の相談実績は全体で18,285件です。内容としては、

事故の初期段階の問い合わせや保険、過失相殺など損害賠償額の内容等の賠償問題に関する相談が15,180件、他機関・救済制度紹介が849件、その他が2,256件です。

また、相談は交通事故被害者・加害者相方から受けていますが、被害者からの相談が83.5パーセントを占めています。

なお、相談の内容によって交通事故被害者・加害者の間で解決が困難な案件については財団法人交通事故紛争処理センター、財団法人日弁連交通事故相談センターなど他の機関を紹介しています。

ヒ ヤングテレホンや電子メールでの少年からの相談件数について伺う。

回答（警視庁）

平成18年中のヤング・テレホン・コーナーに寄せられた相談総数は、5,417件で、そのうち少年自身からの相談件数は1,978件、保護者からの相談が1,342件、成人からの相談が2,097件です。

電子メールについては、平成18年中の警視庁ホームページに寄せられた意見、要望等の件数は15,171件です。個人のプライバシー保護の観点から、相手方の年齢、性別等については判明していません。

フ 学校での犯罪被害者への対応は、スクールカウンセラーなどだけでなく、教員が犯罪被害者の現状を知るような対応が必要だが、所見を伺う。

回答（教育庁）

都教育委員会では、教員用の人権教育に関する実践的な手引である「人権教育プログラム」に、犯罪被害者等に関する実践・指導事例及び関係資料を掲載するとともに、人権教育に関する研究協議会等を通して、教員が犯罪被害者等の現状を理解できるように取り組んでいます。

ヘ 自助グループについては、様々な被害者団体があり、これらの団体とも連携を進めるべきだが、所見を伺う。

回答（警視庁）

警視庁においては、被害者支援を適正かつ確実に行うことができる営利を目的としない民間援助団体として、東京都公安委員会から犯罪被害

者等早期援助団体に指定されている社団法人被害者支援都民センターを通じて、被害者に対する自助グループの紹介を行っています。

また、同センターを通じ、警察署等に対する「遺族の手記」の配付、各種講習や警察署における被害者等による講演会の開催に際して、自助グループと協力、連携しています。

ホ 人権部のHP「じんけんのとびら」に犯罪被害者がアクセスしても、どこに書かれているのか分からない状況だが、見解を伺う。

回答（総務局）

ホームページ「じんけんのとびら」では、犯罪被害者等に関する問題について、「みんなの人権」コーナーで被害者やその家族の人権問題について解説するとともに、「相談」コーナーにおいて犯罪被害に関する相談や支援を行っている機関を紹介しています。

今後とも、利用者がよりアクセスしやすく、また被害者等への支援策など必要な情報が容易かつ的確に得られるよう、引き続き使いやすいホームページづくりに努めていきます。

マ 犯罪発生直後からの支援は、指定被害者支援制度を根拠に行っているが、昨年の実績数について伺う。また、被害者の何%に当たるのか伺う。

回答（警視庁）

平成18年中における指定被害者支援対象事件のうち、初期支援を実施した被害者は4,664名で、そのうち身体犯等の被害者が2,252名、重大な交通事故事件の被害者が2,412名です。

また、被害者連絡の要望者数は1,678名、さらに身体犯等の被害者に行っている訪問・連絡活動の要望者数については20名です。

なお、指定被害者支援は、全ての被害者を対象にしたものではありません。

ミ 犯罪被害者児童・生徒が不登校になった場合、昨年までどのような対応をしていたのか伺う。

回答（教育庁）

不登校児童・生徒に対しては、その背景や原因にかかわらず、一人一

人の状況に応じたきめ細かい対応が必要です。

都教育委員会では、スクールカウンセラーを全公立中学校に配置するなど、学校の組織的な教育相談体制の整備に向けた支援を行っています。また、区市町村教育委員会と連携し、教育相談室や適応指導教室などの機能充実に向けた連絡会の開催や情報提供等の支援を行い、不登校児童・生徒が専門的な相談や指導が受けられるよう取り組んでいます。

- ム 民間団体の研修支援としてある講師派遣では不十分である。支援団体だけでなく、被害者団体も含めて支援し、年間の開催目標を定め、都内全域で開催する動きも必要だが、見解を伺う。

回 答（総務局）

犯罪被害者等を途切れることなく支援するためには、民間団体等の果たす役割も重要です。

今後、支援に携わる職員への研修を検討する中で、こうした民間団体等に対する研修支援についても、合わせて検討していきます。

- メ 都民センター、東京都、警察署などとの連携に、被害者団体も加えるべきだが、見解を伺う。

回 答（警視庁）

警視庁では、社団法人被害者支援都民センター等のほか、自助グループや他道府県において犯罪被害者等早期援助団体に指定されている民間援助団体とも協力、連携しています。

今後とも、必要に応じて、民間援助団体等と連携を図っていきます。

- モ 公立学校の人権教育プログラムの課題の一つに、犯罪被害者等の人権を掲げているが、活用実態が分からない。今後の取組について伺う。

回 答（教育庁）

都教育委員会では、平成15年以降、「人権教育プログラム」に、様々な人権課題に関する実践・指導事例や関係資料等を掲載し、都内の公立幼稚園・学校のすべての教員に配布しています。

各学校では、職員会議、校内研修会、指導計画の作成等の際に「人権教育プログラム」を活用しています。また、都教育委員会が行う人権教

育に関する教員研修において、「犯罪被害者やその家族」を含む様々な人権課題について正しい理解と認識を深め、学校で積極的に活用できるよう指導しています。

今後とも、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、「人権教育プログラム」の内容の充実に努め、学校が人権教育を一層推進することができるよう、引き続き取り組んでいきます。

ヤ 学校教育では、命のかけがえのなさの教育のほか、被害に遭った場合の対応についての教育も進めるべきだが、見解を伺う。

回答（教育庁）

今日の社会では、児童・生徒やその家族を含めて、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。

学校では、様々な場面で児童・生徒に命の大切さを指導しています。また、都教育委員会が発行した「非行防止・犯罪被害防止教育推進指導資料」などを活用し、発達段階に応じて、危険を予測し、回避する能力や、犯罪等の被害に遭った場合に身近な人に助けを求めたり、教員やスクールカウンセラー等に相談したりするなど、的確に行動できる力の育成を図っています。

3 新たな都の取組について

ア 支援のための総合的窓口の設置数等について明らかにしてほしい。都内全区市町村の窓口で対応できることが望ましいが、見解を伺う。また、都の総合窓口の役割、位置づけについて伺う。

回答（総務局）

総合的窓口の役割等については、犯罪被害者等に対して情報提供や相談等を行うことにより、被害者等が再び平穏な生活を営めるようになるまで途切れることなく支援していくことだと考えています。

総合的窓口のあり方については、設置数を含め、引き続き検討していきます。

また、都としては、今後、各区市町村が総合窓口設置を含め、被害者支援に取り組むよう、働きかけていきます。

イ 支援担当職員向けマニュアルは、いつまでに作成するのか伺う。ま

た、マニュアル作成だけでなく、研修体制の確立も必要だが、所見を伺う。

回 答（総務局）

支援担当職員向けのマニュアルについては、早急に作成していきたいと考えています。

また、犯罪被害者等への支援を行う窓口職員に対しては、被害者等の心情等に配慮したきめ細かい対応が可能となるよう、より専門的な内容の研修を実施していく予定です。